

## 本市発注工事における社会保険未加入対策について(お知らせ) ～社会保険未加入業者との下請契約の禁止～

社会保険等未加入対策として、鶴ヶ島市建設工事標準請負約款を改正しましたのでお知らせします。

### 【内容】

鶴ヶ島市発注の建設工事を契約する受注者（元請業者）と、社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）未加入業者との一次下請契約を原則禁止します。

ただし、受注者（元請業者）が、一次下請建設業者の社会保険等の加入事実を確認できる書類を、鶴ヶ島市の指定する期間内に提出した場合は、下請契約をすることが認められます。

### 【対象工事】

競争入札により発注する建設工事

### 【適用年月日】

平成31年4月1日以降の契約から適用します。

### 【違反した場合】

違反した場合は、受注者（元請業者）を指名停止することがあります。

### 【改正約款】

鶴ヶ島市建設工事標準請負契約約款に以下の条項を追加します。

（受注者の契約の相手方となる下請負人の健康保険等加入義務等）

第7条の2 受注者は、次に掲げる届出の義務を履行していない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。）の相手方としてはならない。ただし、発注者が指定する期限までに、社会保険等未加入建設業者が当該届出の義務を履行した事実を確認することができる書類を発注者に提出した場合は、この限りでない。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

平成30年12月25日  
財政課契約担当